

旭川市，常磐公園と神楽岡公園の開設前後と変遷に関する社会文化的視点からの史的考察

Historical research on the launch and renovating process of Tokiwa park and Kaguraoka park in Asahikawa from a sociocultural perspective

小林 昭裕*

Akihiro KOBAYASHI

Abstract: This study examines the historical significance of Tokiwa park and Kaguraoka park in Asahikawa, Hokkaido, Japan, from a sociocultural perspective, utilizing related literature. The paper focuses on the following six points: (1) development of the Kamikawa plains within Asahikawa city area, including the concept of an amusement park; (2) the background and history of the request for park installation in Asahikawa Town; (3) the negotiation process between Asahikawa Town and the 7th Army Corps, which led to the opening of Tokiwa Park; (4) the construction, maintenance, and renovation of Tokiwa Park along with the Ushubetu River amelioration; (5) negotiations with the Imperial Forestry Bureau up to the opening of Kaguraoka Park; and (6) the relationship between the establishment of Kamikawa Shrine and Kaguraoka Park. The three major revelations from the study relate to the park establishment process in preceding cities and the town's history of the target site in the background of the park setting and site selection. The mediation of disputes among the 7th Army Corps and Asahikawa Town triggered the establishment of Tokiwa Park, while land lease negotiations from the Imperial Forestry Bureau and the establishment of the Kamikawa Shrine led to the conservation of the forest in Kaguraoka Park.

Keywords: Tokiwa Park, Kaguraoka Park, historical research, socio-culture, local government, Asahikawa

キーワード: 常磐公園，神楽岡公園，史的研究，社会文化，地方自治体，旭川

1. はじめに

申龍徹⁴⁰⁾は、都市公園を巡る制度・計画・管理が、市民と地域社会の状況といかに有機的に結ばれているかを問う必要性を指摘した。小野⁴³⁾は公園の文化的価値を捉える観点として、機能、思想、場所という切り口を示し、公園および周辺環境に積み重ねられた履歴の価値を歴史的に捉える必要性を指摘した。本研究では、公園に対する社会文化的視点を、住民、地方自治体、政府等が公園に積み重ねられた履歴を通し、社会と公園との関係性を読み解くと位置づけた。国の方針の影響を受けつつ、地域行政や地域住民が、近代空間としての公園を、計画・実現した過程について、城郭の公園化をはじめ、研究事例が蓄積されている^{41,42)}。

大正期までに成立した北海道の都市の中で、北海道庁が内陸開拓の拠点とした旭川では、近代欧米式の都市計画に拠った市街地(1890)が策定され、さらに、上川離宮計画(1889)、第七師団の配置(1902)といった中央政府による施策が展開された。本研究で対象とした常磐公園は、旭川町と第七師団との間に起きた近文衛戌地分離問題(1909)を解決する過程で、衛戌地と市街との中間に位置する、石狩川と牛朱別川に挟まれた中州に誕生した経緯を有する。また、神楽岡公園の場所は、起伏に富んだ丘陵地で忠別川に接し、1890年に上川離宮予定地として指定された歴史をもつ(図-1)。旭川の常磐公園と神楽岡公園に関し、俵²⁾は、1889年に上川市街地の第一市街地に隣接して35万坪(115.8ha)の広大な遊園地を予定したこと、町村制実施準備委員会が公園の候補地を選定し第七師団に要望したこと、1910年に石狩川と牛朱別川に挟まれた中島に常磐公園が整備されたこと、1914年に神楽岡公園を開設したことの概要を述べた。しかし、旭川の街の発展経緯との関連性や、住民や行政による公園に対する関与や背景に触れていない。

本研究では、旭川の常磐公園と神楽岡公園を対象に、公園の成立・変遷を紐解くうえで、既往研究で触れておらず、見逃さない点として、拓殖政策のもとで急速な都市形成過程で生じた課題に、地域住民、地方自治体、北海道庁、国家機関がどのように対応した

かという点に着目した。すなわち、なぜ1889年に遊園地が第一市街地の北に隣接した高台に示されたのか、どのような経緯で1901年に旭川町の町制実施準備委員会が公園候補地を選定したのか、なぜ常磐公園開設の契機が第七師団との交渉であったのか、氾濫原の立地が常磐公園の設営・整備にどのような影響をもたらしたのか、上川離宮予定地の土地所有者であった帝室林野局との交渉が神楽岡公園の開設にどのような影響を及ぼしたのか、神楽岡公園に囲まれて立地する上川神社の設置は神楽岡公園とどのような関係性をもったのか、本研究では、これらの事案に対し社会文化的視点から史的考察を行った。

2. 調査方法

本論の構成として、常磐公園及び神楽岡公園を取り巻く上川殖民地開拓から都市公園法成立にいたる期間を対象として、行政・土地制度および計画等に関連する資料の整理及び解釈を通じ、当該公園を社会文化的視点から考察した。

北海道の開拓行政は、政府直轄機関である開拓使(1869~1882)、三県一局(1882~1886)、北海道庁(1886~1947)、地方自治行政



図-1 旭川市全図(1921年)
(国会図書館デジタルコレクション (に地名等を加筆))

*専修大学経済学部

機関としての北海道(1947～)と変わった。また、北海道庁(以下、道庁と記載)は1890年7月、内務省の所管に移る以前は、内閣総理大臣の指揮監督下にある特異な地方行政庁であった¹⁶⁾。「市制・町村制」(1888)、「府県制、郡制」(1890)の施行で、北海道は適用を除外され⁵¹⁾、広大未開という地域性、地域社会の流動性、地方行政負担層の不確定等が指摘され⁴⁴⁾、実質的な地方自治体の運営が困難とされた。1897年公布の「北海道区制」、「北海道一級町村制」に、そして1899年10月に「北海道区町村制」が施行され、1890年7月に1、2級町村制が導入され、自治制が整えられた。1902年に旭川町、1914年に旭川区となったが、道庁の監督下にあった。資料として、事例対象公園に関する既往学術論文に加え、北海道立文書館、北海道大学図書館、旭川市役所が所蔵する書籍、設計図、地図、当時の新聞、絵葉書、写真、雑誌等の関連情報を収集・整理した。本研究では、1945年以前の公文書、図面、新聞、公園案内等を一次資料とし、1946年以降に編集された市町村史、学術論文等を二次資料として扱った

3. 旭川市街区画を含めた上川原野の開発と遊園地の構想

道庁は、1887年7月に上川郡の植民地撰定事業を開始、9月に事業を終了した¹¹⁾。1888年7月に桂太郎陸軍省次官、9月に小沢武雄陸軍参謀本部長の視察と相前後して¹⁶⁾、8月に藤波言義宮内省侍従の現地視察があり、両省の構想が同時並行したことが伺われた¹⁶⁾。「上川原野植民地撰定図」²⁰⁾には、市街地、屯田兵用地見込(神居)、宮内省御用地見込(近文)の記載があり、1888年8月以前に道庁と陸軍省、宮内省の間で何等かの調整がなされたことがわかる。宮内省の現地視察に高畑利宣が随行し、「宮内省御用地見込」に案内したところ、「近文原野ノ高台ニ御決定アリ度ト陳上セシモ之レヲ容ラズ神樂村ニ御決定相成タリ」とされた¹⁶⁾。道庁は、1889年7月、石狩川と忠別川の合流域周辺に上川市街地を選定し、871町歩余(863.8ha)の区画測設事業を開始した^{16,24)}。宮内省は1889年10月、屯田兵用地見込(神居)と想定された忠別川と美瑛川に挟まれた地域を上川御料地として10,552町歩(10,464.4ha)を選定した¹⁶⁾。陸軍省は1889年4月～1890年にかけて、屯田兵用地見込(神居)でなく、忠別川右岸より石狩川左岸に広がる地域を上川屯田用地として16,700町歩(16,561.4ha)の区画測設に着手した¹⁶⁾。北海道の中央に位置する盆地に、道庁が内陸開拓の拠点都市の構築、陸軍省が軍備体制の再編を背景とした屯田兵用地の確保、宮内省が皇室財産の拡張を背景とした御料地の獲得という、各行政機関の意図に根差しながらも、内閣総理大臣黒田清隆(1888年4月～1889年10月)の指揮監督下にあった道庁のもとで、関係省庁が互いに調整・協議を経た成果が¹⁶⁾、旭川の基盤整備であったと言える。

1889年5月、永山武四郎道庁長官が、工部大学校、アメリカのミンガン大学で学び、都市計画の知識と技能を持つ時任静一道庁第二部技師に上川市街予定地の区画設定を命じ、翌1890年までに区画測設を為した^{14,21)}。「上川市街地区割図」²⁴⁾で示された区画測設は、行政や農商工を一体とする産業、経済、交通、運輸、さらに市民生活の場を有機的に組み入れた先進的な都市計画であった¹⁶⁾。計画された上川市街地は、計画人口が3万～4万人、当時の函館、小樽、札幌に匹敵する規模であった。市街地の北は石狩川に隔てられ、東には屯田兵用地、南に忠別川を挟んで上川御料地が配された。土地区分を背景に、鉄道見込用地、工場見込地が第三市街地の北側にあたる区域に、遊園地が第一市街地の北側に隣接する高台に350,446坪(115.8ha)が構想された¹⁶⁾。1894年、第一市街地は樺戸監獄派出所の耕作地であったため、市街予定から外され、遊園地の構想が消失した^{15,24)}。

遊園地を設けた社会的背景として、1871年に札幌に借楽園、1879年に函館に函館公園、1887年に札幌に中島公園が開設、1880

年に小樽に公園用地が指定され³⁶⁾、釧路で1887年頃に宮本郡長が公園構想を提示した³⁷⁾。上川市街を計画した1889年当時、北海道庁は、都市に公園を要することを認識していた。借楽園と函館公園、中島公園は市街地に隣接し、函館公園と小樽公園用地、釧路公園用地は高台に設定された。遊園地の立地に関し、市街地の北側と西側に残された余地という条件の下、市街地に隣接する高台に立地選択がなされたといえる。面積は、当時として桁外れに大きく、時任が学んだ米国の都市計画思想の影響が伺われる。

4. 旭川町における公園設置要望の経緯と背景

(1) 植民地区画設定における公園用地の設定

1896年5月に制定された「植民地撰定及区画施設規定」において、予定地として道路、保存林、市街地、官衛公署、学校病院、神社寺院敷地、公園遊園敷地などを除き、必要に際して区画を測設して払い下げた²⁴⁾。この「公園遊園地」を「植民地撰定及区画施設規定」の予定施設に盛り込むに当たり、事前に道庁は1894年9月6日付で「・・移民をして永住の念慮を深からしめまさに旺盛ならんとする市街をして倍々発達せしめんとするには自ら彼等の心目を怡はしめ旅情を慰むるに足るの公園を予定し置き漸次これを新設するは実に必要の一手段・・」と、内務省に事前に照会し、同月27日付で了承された²⁵⁾。本規定は、広く道内各地で公園が開設される上で制度的な保証として位置付けられた¹⁾。

(2) 旭川における公園設置要望へ至る社会的背景

旭川村は、1894年前後の閉塞状況下、当初構想の上川第三市街予定地は広大に過ぎまともが悪いと判断した¹⁶⁾。市街地以外の地域を旭川村共有地に編入し、民衆に貸下げて賃貸料を得て村費の負担を軽減して移住者の招聘するため、共有地を村有財産に設定することを1894年4月に道庁へ出願し、12月に詮議を以て許可された¹⁶⁾。村の共有地に関し、1897年8月、4条・5条通りの18丁目先の微高地を、陸軍省から司令部用地として返納する内儀を受け、同年8月に総代人²⁾、組長会議を開き了承した¹⁶⁾。そこは、後に司令部台と呼ばれた。1898年、北海道官設鉄道の旭川駅が開業し、人口が増加した。同年11月、陸軍省は旭川村に隣接する鷹栖村字近文を大日本帝国陸軍第七師団の衛戍地に定め、1899年以降、造営工事が開始された¹⁷⁾。1900年に入り、司令部台の土地について、陸軍省は用途を解除した¹⁶⁾。

旭川村総代人は1900年4月、忠別小学校付属植栽地とすべく、縁故無償付与の出願を決議したが、既に司令部台用地は陸軍借行社に貸下げ済みなことが判明した¹⁶⁾。同年7月に北海道に一級町村制が施行され²⁴⁾、8月に旭川村を旭川町に改称した。自治制の導入により町費が増大するため負担の軽減、人口急増に拘わらず選挙有権者数が少なく町民を代表する議員選出上の不均衡が生じる点を考慮し、2年遅れて自治制施行とした¹²⁾。1901年4月、町制実施準備にあたり諸般調査のため、旭川町町村制実施準備委員会が設立され、同委員会は同年5月に公園設置を決定し、4条・5条通りの18丁目先の司令部台を選定した^{17,21)}。1902年1月14日、旭川町戸長³⁾より旭川陸軍借行社幹事へ公園用地としての換地について、「・・恰当の土地無之候間町共有地の内と司令部台と御交換を請い候はば、当地万世の公衆遊樂の地に充て申度存候・・」と依頼した²¹⁾。公園用地に選択した場所は、1897年8月に共有地から陸軍省に割譲した地であり、1900年に陸軍省が軍用地の用途を解除し、忠別小学校付属植栽地として旭川村が出願申請をした経緯があった。したがって、用地選択に関して陸軍省への割譲経緯が考慮されたものと推察される。

公園用地を請求した当時、1893年に小樽公園、1900年に「国有未開地処分法」により手宮公園が開設され³⁶⁾、札幌市の円山養樹園跡地利用として1900年12月に札幌区議から公園設置が建議され決定された³⁵⁾。名寄を含め¹⁾、市街に公園を開設する制度の

進展を背景に、旭川町町村制実施準備委員会が町制への昇格に応じた「公衆遊樂の地」を図ったものと推測される。

1902年2月12日司令部で協議の結果「・・将来大に望みあるを以て、今後数年の間には、一坪平均一円の時価を有するに至るべし。故に之に相当位の共有地と交換すると云うに非ざれば承諾為し難からん」とされ、交換は打ち切りとなった²¹⁾。同年3月23日、共有地管理委員渡辺七三郎外3名の建議により、同月24日総代人において旭川町公園予定地を牛朱別共有地一条通筋より以南地積4万坪(13.2ha)の箇所を適当と認める決議がされた²¹⁾。

5. 常磐公園開設の契機となった旭川町と第七師団との交渉

(1) 遊郭設置を巡る第七師団、道庁と旭川町との軋轢

1899年に鷹栖村字近文に第七師団の造営工事が着手されたことで、中島には職人や人夫を当て込んで、飲食店街ができ性風俗の巢窟と化した¹⁷⁾。1902年4月1日、旭川町に1級町村制が施行、同日、第七師団(以下、師団)衛戍地を含む近文の地域が旭川町に編入された¹⁶⁾。同年10月に師団の移駐が完了した¹⁶⁾。中島は兵士の歓楽の巷と化した¹⁷⁾。新遊郭の設置を推進したのが旭川警察署長であり、北海道庁長官がこれを支持した³⁹⁾。性病感染防止のため、師団は規制下にある公娼の新設を道庁に求めた²¹⁾。

1906年2月、旭川町長奥田千春は道庁で湯原元一事務官(第二部長)と面談し、区制導入に向けて承諾を得た¹⁷⁾。道庁で遊郭設置を検討する知らせに、1906年5月15日、旭川町会は遊郭設置の撤回決議を行い、その旨を内務大臣及び道庁長官に打電した^{17,21)}。1907年1月、奥田町長は吉田平太郎師団参謀長から、旭川町からの師団の分離独立の経緯に関する説明を受け、問題解決に向け意思の疎通を図ることを約した¹⁷⁾。同年1月29日に奥田町長は町会に諮り、全会一致の賛同を得て2月2日「区制実施に関する意見書」を関係官庁に提出した¹⁷⁾。同年2月下旬、大塚嘉輝副官が町役場を訪れ、分離独立は考慮せず、可能な範囲で町税の軽減が果たされるならば衛戍地は満足という結論を報告した¹⁷⁾。同年3月28日、内務省の指示に基づき道庁告示第161号として中島遊郭設置の指令がなされた^{17,21)}。同年4月4日、反対同盟会は町民大会を開催、中島遊郭は町の発展を阻害し、上川中学校敷地に近く教育・風紀の点で有害であり、遊郭設置場の変更を求めた^{17,21)}。同年5月6日、町会で奥田町長は、中島遊郭廃止を建議した²¹⁾。建議書は「北海道一級町村制」第60条第3項の規定「町村会は町村の公益に関する事件につき、意見書を町村長もしくは監督官庁に差し出すことを得」に基づき、意見書と改め、内務大臣、道庁長官、上川支庁長に提出された¹⁷⁾。新聞が政府を一斉批判、同年6月に帝国教育会評議会の席上で遊郭問題が議題となり、文部省の反省を促す建議書が提出された¹⁷⁾。中島遊郭設置の紛争は、国会を巻き込む社会問題と化した。7月に現地を訪れた原敬内務大臣は、町長他町民との面接、遊郭視察を拒絶した¹⁷⁾。中島遊郭設置問題で、道庁と激しく争ったことから、区制への道は閉ざされた¹⁷⁾。反対運動の高まりを受け、師団司令部は遊郭問題に介入を避け始めた¹⁷⁾。同年10月、中島遊郭が営業開始した¹⁷⁾。

1908年、旭川町民他124名が中島遊郭廃止請願書を第24通常議会開催中に提出し、3月衆議院本会議において可決された¹⁷⁾。同年12月、北海道会で中島遊郭廃止の建議が可決され内務大臣に送られた¹⁷⁾。1909年1月、町会より再び、衆議院と貴族院に中島遊郭設置許可取消に付請願が提出、本会議で採択された¹⁷⁾。1910年1月、第26通常議会に際し、キリスト教青年会等の3団体会員により、「中島遊郭廃止に付請願」が提出、衆議院本会議で議決採択された¹⁷⁾。住民からの請願はこれが最後となった。

(2) 衛戍地の独立問題と旭川町の対応

1906年11月、奥田町長は、大塚副官から、衛戍地内の土木、衛生、教育などの諸事業、施設の一切は陸軍が施行し町の恩恵を

受けていないにも拘らず、衛戍地内に居住する軍関係者が一般町民と同率の徴税を賦課されるのは不当であり、是正されなければ、旭川町から独立する議論が師団内にあることを聞かされた^{17,55)}。

町民有識者や上川支庁(道庁の地方出先機関)が恐れたのは、分離独立により旭川の区制施行が遅延することであった¹⁷⁾。1908年9月5日、町長代理松島牒平助役が、列車に乗り合わせた小池安之参謀長に、北鎮小学校維持費の寄付と衛戍地居住者への町税免除を申し出た¹⁷⁾。翌6日、町長代理は師団司令部で、大塚副官に明年度の町税免除を為す旨を伝えた¹⁷⁾。

1909年11月19日、旭川町区域より、旭橋を境界として分離独立する第七師団の動きが、突如、再燃した²¹⁾。11月21日、斎藤米蔵が司令部を訪ねた處、小池参謀長は、第二期の税率が変わらないのは、町長代理の口約束に反すると非難し、態度を硬化させた^{21,55)}。28日、町会議員秘密協議会を開催し、平井光長上川支庁長の提案もあり、軍関係給与付与所得者に対する地方税戸数割の賦課率を、他の住民賦課率の2分の1以内と決議した^{17,21,26)}。翌29日、平井支庁長、斎藤町長らが師団司令部に小池参謀長を訪ね、決議書を渡し分離決行の見合わせを請願した。しかし、師団は30日、決議書に同意せずとして分村を決議した^{21,26)}。危機感を抱いた町民有志が、12月5日に町民有志大会を開き、「分離問題は旭川の盛衰消長に関し其影響頗る甚且大で・・師団及び其の筋に懇願し、分離独立せざらんことを期す」の決議文を採択した²⁷⁾。町民有志大会実行委員は師団司令部に小池参謀長を訪ねた處、衛戍地の衛生設備その他の関係上、分離独立の止むを得ざる次第を伝えられた²⁸⁾。師団は、旭川町の区域は広大で、公衆衛生、防火、その他の設備が十分整わないので、分村したほうが良いと、分離を正当化した⁴⁵⁾。町会を開き、議員選出委員3名と町民代表者を選んで9日に上原勇作師団長と話したが、師団長は、決定まで「余りに騒がぬ方宜しからん」と述べた²¹⁾。上原師団長の談として「・・師団の分離に就いて痛切に説論されたるが其論旨は世に伝わる減税問題の如きものにあらずして他に根源大である・・」と15日の新聞に掲載された⁴⁶⁾。19日、参謀長は町長に、分離問題につき双方委員を選び協議したい旨を告げた。

22日の協議の席に、師団から小池参謀長他1名、町側から斎藤町長、5名の町会議員、町民側委員1名、これに平井上川支庁が同席し、師団側は「覚書」として10項目の「公的希望」を提示し協議と実行を求め、町側承諾した^{17,21)}。「公的希望」の中には、④近文全体の衛生施設を完全にし且衛生上警察をして充分の注意を払う事、⑤中島共有地全体を公園地として存置し、徐々其設備に向かつて着手する事・・などがあつた^{17,21)}。師団側は、「個人としての希望」として①適當の減税を実施する、②北鎮小学校に町公立の名を冠するとした。分離独立問題は、衛戍地内軍関係者の町税と小学校経費の負担軽減を主題として師団側が持ち出した¹⁷⁾。覚書では主題を「個人としての希望」として扱い、公的希望の諸事項は、論議の過程で12月以降に師団が問題として示した、近文地区及び民生上の改善施策を主体としたものであつた。

常磐公園開設の契機となった第七師団と旭川町との軋轢は、1902年に師団衛戍地を含む鷹栖村字近文の地域が旭川町に編入後、師団が性病感染防止のため規制下にある中島遊郭(公娼)の新設を道庁に求めたことに始まる。1907年3月、中島遊郭設置を道庁が認可したことで、町側が反発し、国会を巻き込む社会問題と化した。町や支庁が区制移行のため師団の分離独立を避けねばならなかった處、師団側が1909年11月に分離独立を示したことで、旭川町は師団側からの要求を受け入れざるを得ない立場となった。

1909年12月に支庁長同席のもと、師団側が示した10項目の

「覚書」の中に、師団と町の間にある中島共有地の公園化が提示された。旭川町は区制移行を表明しており、この年、1909年には、1918年に旭川と同時に区制となる室蘭町⁴⁰、1920年に区制となる釧路町³⁸から道庁に公園用地取得の申請がなされ、都市の発展に公園開設の必要性を道庁は認識していた。師団側からの「覚書」で公園開設の件は、第七師団と旭川町との交渉過程がなく、上川支庁を通じて介在した道庁は、氾濫原を公園利用した先行事例である札幌の中島公園³⁰を参考に、両者の間に位置する中島に、公園開設を提起したと推測されるが、道庁の動向を証左する書面は確認できなかった。

1910年1月22日、偕行社に支庁長立会いの下、師団側偕行社委員2名と町側委員4名により8カ条の協定書が締結され、27日に協定書を交換した。「覚書」の事項を整理・整除した¹⁷協定書では、「・・付近の土地に対しては、衛生上の設備を完成し、病毒媒介の疫除すること・・旭川町中島に公園を設備し、居住者の和楽を増進する事・・」が約された^{10,17,21}。このことは、衛戍地と市街との間に開設する公園を町と師団との和解の証とすると同時に、病毒媒介の疫除、公衆衛生の実現という師団の要望が顕示したものと解釈される。遊郭設置反対運動と、衛戍地独立の動向は時系列的に符合しており、町会や町民による継続的な反対運動が、結果として、常磐公園の開設を導出したものと考えられる。

6. 氾濫原の立地が常磐公園の設営・整備にもたらした影響

(1) 公園の設営と施設整備、利用状況

1910年3月7日の町会において「石狩川左岸中島共有地」の地積10町6段8畝7歩(10.59ha)^{14,17}をもって公園地と定め、師団道路の西側6町9反1畝(6.85ha)より漸次設営することに決定した^{14,17}。同年、7月7日、東北帝国大学北海道農科大学園芸学講座・助教授星野勇三に公園設計を依頼した^{10,17}。星野による設計図面は、管見の限り、見出すことはできなかった。牛朱別川改修前の「常磐公園地形図」(図-2)⁵に示された池や流れ、広場の配置や形状は、牛朱別川改修後の「昭和8年地図」⁶と変わらないこと、開設後の改修に関する記述等から^{13,16,17,21}、公園開設時の状況をほぼ反映すると推定された。当時、当該地は、「中島公園」「中ノ島公園」の俗称で呼ばれた^{10,20}。

1912年、石狩川決壊に付き、至急護岸工事を施すことになり1913年末に冷害救済事業として池の掘削事業に着手した^{13,29}。池の形状は千鳥に型どり、2箇所を設けたが²³、予算が乏しく工事の進行は遅々とし、1914年までに池の掘削、築山、植樹などの施設をなし^{14,17}、西側出入り口として相生橋を架橋し⁹、基礎工事を完成させた^{10,13}。1916年5月1日に「常磐公園」が開園した^{10,14}。開園までに要した設営費は13,608円55銭であった^{13,14}。

1917年5月、旭川区公園規則を定め^{13,17}、看守を置き、園内の取締りを行い、架橋、四阿の建築、ベンチの設置、植樹した^{10,17}。

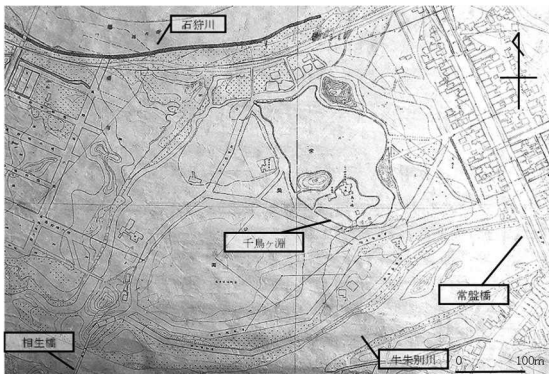


図-2 常磐公園地形図
(旭川市役所土木部公園みどり課所蔵 地名等を加筆)

1918年、石田啓治らの願による園内料理店(登喜和園)、茶店の2か所の設置、設楽徳太郎の池水面遊船業が許可された^{13,17}。1919年、便所が新設されたが、7月27日、牛朱別川の氾濫により公園一帯が荒廃し、1920年に復旧工事が開始され、池底を浚渫し、低地を埋め、水門を修理し、牛朱別川河畔に堤防を築造、回転木馬が竣工した^{13,22}。1921年、常盤橋、相生橋の両入り口に電灯が設置、グラウンドが修理され、植樹とベンチが有志により寄付された^{13,22}。同年に建築した園内茶店一店は風致を損なうものとして撤去を命じられた¹⁷。同年、グラウンド整備は充分と言えないが、各種団体の運動会、競技会、自転車競走、野球大会、雪合戦などの運動行事のみならず、大規模な園遊会、総会、祝賀会、祭礼など多くの区民によって利用された(各種新聞)¹⁷。早期に公園規則を制定し園内利用秩序を保ち、水面を活用した遊船業、料理店や茶店の営業、グラウンドの様々な市民行事への利活用など、高い利用価値を実現したといえる。

1922年に旭川市公園規則と旭川市公園使用料条例が制定され、1923年に旭川市公園委員規定で6名の委員が選出され、公園の設営及び管理に関する事項を掌握し、同委員会は1947年改正地方自治法が施行されるまで存続した^{13,14}。1923年から1924年にわたり、青年団の寄付と相まってグラウンド改善工事が行われ、1925年に旭川庭球倶楽部の寄付金を得て、庭球コートが新設された¹³。1926年には電灯及び運動具の設備、花壇の手入れがなされ、有志者よりベンチ、植樹が寄付された²²。上川神社頓宮の竣工(1924)や公園委員が設定された1922年から1926年にかけて、公園整備に行政だけでなく、多くの市民が寄付金の提供、労力奉仕を行っており、市民の熱意が公園整備を支えていることがわかる。

1928年、昭和天皇即位の御大典を記念し、師団通りに面する公園正面入口に常磐公園の園名碑が建立された²⁰。碑の設置以降、「常盤公園」から「常磐公園」に改称された。当時、公園の北西隅に松岡政之助を園長とする旭川植物園、西南隅に郷土研究科小倉倉之助経営の郷土考古学博物館があった¹³。戦時中、食糧増産のためグラウンドが畑にされる等、変化したが、1950年に北海道で戦後初の博覧会「北海道開発博覧会」が開催、天文台が設置されたことなどを契機に、今日の常磐公園の骨格が形成された¹⁰。1955年の公園面積は16.41ha¹³(現在15.85ha)であった。

(2) 牛朱別川の河川改修と公園改修

公園の南側に隣接する牛朱別川は、石狩川からの逆流も重なり、中島方面は頻繁に浸水被害に見舞われた¹³。洪水被害は、1932年の大規模治水が完成するまで数年おきの頻度であった^{17,54}。1919年の水害を契機として、旭川区は牛朱別川の改修工事の概測を行い、1922年から具体的調査法を検討した¹³。計画は、牛朱別川の流路を変更し、市街地への出水を防止し、河川を埋め立て市街地を拡大するものであった¹³。1928年、初代旭川市長岩田恒は、市議会に「都市計画事業の一環として、洪水防止、健全財政の確保、二十余万坪(66.1ha)の市街地の確保を目的に、牛朱別川の切り替えを計画」を提案、全会一致で決議された^{10,13,18}。1928年、埋め立て地の無償払下の承認を大蔵省から得て、1929年、大蔵省と内務省から3月に工事の施行ならびに起債の認可、4月に道庁より工事認可を得て、1930年に切り替え工事が起工された^{13,18}。1931年に切り替え工事完了、旧流路の埋め立て工事が開始され、1932年に埋め立て工事を完成し、旭橋も竣工した^{10,18}。牛朱別川の切り替えにより水害の心配が薄らぎ、旧流路の埋め立てにより市街中心部と公園が地続きとなり、公園改造計画(1931)が樹立され、1935年に「園名碑」のあった公園正面入口が師団通りから現在の7条通り先に変更された^{10,13}。変更理由は定かではないが、当時の市長は奥田千春であった¹⁹。改造が短期間であり、常磐公園地形図⁵と昭和8年地図(師団通、旭橋)⁶から、改造域は牛朱別川改修による拡張部分と公園入口部の修正に限定されたことが確か

められた。当時、旭川市は、常磐公園を遊園地式公園に改め^{19,20)}、常盤橋、蓬萊橋の間の埋め立て地を盛り場とする計画を立案したが、傍に庁立高等女学校があり悪影響を憂慮し計画を変更した²⁰⁾。

7. 帝室林野局との交渉が神楽岡公園の開設にもたらした影響

上川開発は、道庁並びに陸軍省、宮内省の用地選定・区画が整い、次は移住民の受容にかかっていた¹⁶⁾。1889年10月、神楽岡一帯は官有地第1種「皇宮地附属地」に地種目が組み換えられた¹⁶⁾。永山道庁長官は、移民招来のため天皇の権威を援用するため、1889年11月14日、三条実美内閣総理大臣に「北海道石狩国上川郡二北京ヲ設置セラレ度ノ件」を上申しした^{16,49)}。同年12月28日総理の裁決が降りて、上川離宮計画は正式に内閣の決定事項とされた^{16,49)}。道庁は1891年3月に上川離宮地調査委員に調査報告をまとめさせた¹⁶⁾。移民振起のため離宮の造営を求めた道庁であったが、1892年、上川第三市街地の貸下げ出願が殺到し、移民が流入する状況に安堵を深めた¹⁶⁾。1892年頃に神楽岡地は樹林地として存置され、一角に離宮と御苑を含む離宮造営予定地が設定された¹⁶⁾。1893年、札幌より上川離宮に反対する意見書が提出された¹⁶⁾。以降、着手の気配がなくなったが、理由に関し、管見するかぎり直接語られたものはない。

1907年10月12日、宮内省御料局⁴⁾は、「公園敷拝借願取扱方」を定めた。これによって、差し支えない箇所、出願の事由やむを得ないものに限り、公園として貸付けることが可能となったほか、経済的利用でない場合は無料とされた⁵³⁾。神楽岡一帯を含めて神楽村が1909年に成立した。旭川町では現在の神社境内の「神楽岡碑」の場所に御休所である便殿を建設し、そこに至る道路も新たに整備した³³⁾。1911年、皇太子嘉仁殿下(後の大正天皇)が神楽岡に行啓、便殿から上川平原を展望した⁴⁹⁾。

旭川町では、常盤公園が平地にあるので丘陵地に公園を建設しようと、離宮建設予定地である神楽村の神楽岡を候補地とした¹³⁾。1913年4月、「・・・宮内省より無料拝借許可の節はなるべく素地の儘遊覧場に充て所在の建築物は町費を以って町有地の一部に移築し使用支障なからしむ方針なり」と³⁰⁾、宮内省は旭川町からの公園用地賃借願に対し、素地の儘遊覧場に充てる方針を提示した。これを受けて、1913年12月19日、旭川町会で決議し、「・・・有料にて借り入れ適当の方法を企画する都合なるが愈々借り入れ許可の節は差当り町民の遊覧場に充て・・・」³¹⁾として賃借の手続きを行い、同日より調査に着手した¹³⁾。

1914年4月、旭川区は、帝室林野管理局より47町1反(46.71ha)の借地許可を得た^{13,17)}。借用した御料林を公園として存置し²²⁾、4月4日開園したが¹³⁾、森林のみで施設が殆どなかった¹³⁾。1914年4月18日、帝室林野管理局は、神楽岡付近御料地のうち、「・・・1913年12月19日、旭川町会決議を以って公園用地として無料拝借の儀、・・・他日皇室の用途または事業のため必要ある時はいつにても返地すべく之が損害を生ずることあるも補償を

請求せず拝借地内公園計画に障害となるものは其時々帝室林野管理局札幌支庁の承認を受け樹木伐採すべしと雖もその他の現存樹木は伐採せず公園取締りのため毎年5月より10月迄請願巡査を置き永久的建物を建設させることなどの条件なり。」³²⁾とした。1919年11月に公園委員を設け、区議員2名、公民2名が選出された²²⁾。1913年に旭川町が神楽村御料地の一部を拝借する際、宮内省から「素地の儘遊覧場」の方針を示され、公園の借地申請において、帝室林野管理局は現存樹木を伐採せず、公園取締りの巡査を配置することを求めた。そのため、宮内省の方針の影響を受け、施設整備が殆どないままでの神楽岡公園の開園、公園委員の配置、樹林地の保全がなされたと推定される。1987年まで台地上の区域について、多くは手つかずのまま保全され⁸⁾、区域の多くは現在、自然生態観察公園区域とされている。行政界を越えた公園用地の賃借に関し、神楽岡公園は神楽村に属した御料地の賃借であったが、1903年に札幌区が円山村にあった御料地の円山養樹園跡地を円山公園の公園用地として貸下げを受けていた³⁵⁾。

8. 上川神社の設置と神楽岡公園との関係性

1916年、旭川市街から公園に通ずるため、忠別川に長さ50間の橋が架橋、神楽橋と命名された¹⁷⁾。1918年12月13日、上川神社氏子総会で「・・・境内地及び神苑地として、其の筋より拝借し、社殿及び付属建物を建造して、神社を奉還せんことを決議し、旭川区が先に此の地を公園用地として拝借中なるを以て、神社がその敷地として拝借の上は、直ちに区に返地せらるべきを、同月23日、旭川区の決議を以て承諾・・・」された^{47,56)}。1920年2月18日、上川神社造営会は、帝室林野管理局への貸出願理由書で「・・・現在社地にては一帯の低地なる上に、人家に近接せるため、風致を増し尊厳を添えるに遺憾の点多く・・・上川御料地の内別紙願書に付せる図面の箇所は其地形一の高丘なると、嘗て斧鉞を入れず不浄を近づけしめず、永く神聖を保ち得たることを以て本神社敷地として此上もなき適當の所。」^{47,56)}とした。1920年5月11日、業第1017ノ3号を以て、帝室林野管理局札幌支局長より、上川世伝御料地神楽岡林地5町7反8畝10歩(5.73ha)を神社存続期間中無料御貸附の指令に接す⁴⁷⁾。同日、道庁長官は、指令第4470号を以て、神楽岡へ神社移転を許可した⁴⁷⁾。1920年7月4日、上川神社造営会は、神楽岡に本宮、常磐公園に頓宮を30万円で造営し、上川神社本宮地鎮祭を挙行了⁴⁹⁾。

旭川区は、1920年、上川神社用地内に、先の公園予定地の一部2町5反6畝(2.54ha)が含まれたので返還し、公園予定地は44町5反4畝(44.17ha)となった^{13,17)}。1923年に丘陵地の高台部に^{7,49)}、上川神社の造営がはじまり、1924年に上川神社の本宮が竣成した¹³⁾。神社用地の4割が公園用地から割譲されており、方形の神社用地は公園用地内に囲まれていた(図-3)⁷⁾。社地の6割に相当する土地は、公園用地から予め除外されていたことが判明した。上川神社本宮境内には1933年に建碑された神楽岡史跡記念碑(上川離宮予定地記念碑)が現存する。除外理由として、神社用地に離宮予定地、行啓の便殿が設けられた地を含んでいた点^{33,47,48)}は留意すべきであろう。

上川御料地(元世伝御料、上川離宮予定地)は1923、1924年大部分を不要存地とされ、1924、1925年に帝室林野管理局(1924年4月に帝室林野局に改称)によって、農地と高台が処分され、実質的に解体された¹⁶⁾。1923年12月、旭川区は従来無償貸付を受けた公園予定地の接続地に対し更に30万坪(99.2ha)の無償貸付を出願したが、既に貸付した部分の特売する旨の内達があり、無償貸付の出願は其の儘とされた²²⁾。1924年9月24日、売り払い出願の処、同年10月14日に土地、立木とも価格金3,780円をもって許可を受け²²⁾、44町余(42.7ha)が公園敷として旭川市へ払下られた¹⁶⁾。1926年、上川神社宮司柴田直胤よりエゾヤマザクラ

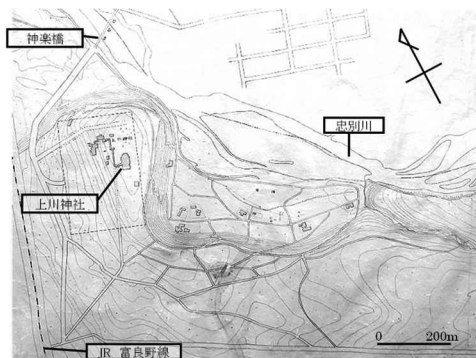


図-3 神楽岡公園平面図
(旭川市役所土木部公園みどり課所蔵 地名等を加筆)

1,000本の寄付があり^{22,48)}、旭川市は、公園施設について、北海道都市計画地方委員会技師村上幾一に設計を委嘱、1926年に完了、同年に設計に基づき、園内に道路が新設、広場の地ならしを行った(図-3)^{7,13,22,48)}。1930年には、第2期工事として、高台の原生林の一部を伐開及び周辺道路や園路整備が行われ²³⁾、1931年、丘陵の展望に適する林間に四阿が新設された¹³⁾。戦中・戦後の一時期には、公園の一部が食糧増産のため畑として使用されたが、1949年に都市計画決定された。

9. 終わりに

1888年の「上川原野殖民地撰定図」に示される、国家行政機関(北海道庁、宮内省、陸軍省)の意図による開拓拠点の地割が、旭川市街と隣接地の土地用途を決定した。1890年に米国で都市計画を学んだ時任技師が、米国の都市計画思想を体現した「上川市街地区割図」を立案し、都市計画として遊園地を含めた構想を示した。用地は地割の制約から第一市街地の北側に限定され、既存公園の市街地や地形との関係を考慮し、市街地に隣接する高台が選択されたと考えられた。

1901年、町村移行のための町村制実施準備委員会が「公衆遊楽の地」のため公園設置を決定した背景に、「殖民地撰定及区画施設規定」による公園予定地の設定や、「国有未開地処分法」による市街地に公園を開設する制度³⁰⁾の進展がある。町村制実施準備委員会が公園用地として陸軍省用地である司令部台を要求した背景に、当該地が、陸軍省の要請で1897年に町共有地から割譲し、1900年に軍用用途を解除された経緯があると考えられた。

常磐公園開設の契機が第七師団との交渉であった由縁は、性病感染防止という公衆衛生上の対応を求める第七師団、区制への移行を道庁に諮りながら中島遊郭設置に反発する旭川町、師団の意向を受け中島遊郭の設置を認めながらも、旭川町の区制移行を進めたい道庁、旭川町の反発に苛立つ内務省、立場・利害が錯綜した状況を打開する提案として、1909年12月に師団側が示した「覚書」の項目の一つに、師団と町の間にある中島共有地の公園化の提示に至った経緯にあることが判明した。

石狩川と牛朱別川の中州に位置した常磐公園は、近文と旭川市街の中間にあり、平坦な地形を活用したグラウンドが様々な市民行事に活用され、水面を活用した遊船や店の利用、多くの市民の寄付行為により公園整備が進められるなど、多様な利用がなされ、市民から親しまれた公園であった。しかし、中州に位置したことから、度重なる氾濫によって、公園や市街地に被害が及んだため、牛朱別川の改修工事によって旧流路が埋め立てられ、市街中心部と公園が地続きとなった。そのため、公園改造計画が樹立され、公園の正面入口が師団通りから、現在の7条通り先に変更された。

道庁が移民振起のため宮内省に求めた上川離宮予定地であったが、着手しないまま経過した1907年、宮内省御料局が「公園敷借願取扱方」を定めたことで公園への活用の道が開け、1911年、皇太子嘉仁殿下が上川離宮予定地である神楽岡に行啓した。旭川町は、離宮建設予定地を公園候補地として帝室林野管理局と交渉し、1914年、旭川区は借地許可を得て神楽岡公園の開園に至った。離宮予定地であることから、宮内省は「素地の儘遊覧場」の方針を示し、帝室林野管理局は樹木を伐採しないことを求めたことが、神楽岡公園の台地上の区域の多くを手つかずとした契機と考えられる。一方、行政区域外にある御料地を公園用地として賃借した経緯は円山公園と同様であり、今後、精査する必要がある。

1920年、上川神社用地として帝室林野局に申請した方形の神社用地の6割は、1914年、帝室林野管理局が旭川区に公園用地として借用を認めた際に、離宮予定地等を予め公園用地から除外した場所に相当した。1920年に上川神社に無料借用を帝室林野管理局が認めたのは、1923年以降の上川御料地の解体を見越したものと

推察される。一方の上川神社造営会は上川神社の立地選定に際し、樹林地が手つかずであることのほか、離宮予定地、行啓の地であった点が配慮されたと推察される。上川神社の建立によって、神社周囲にある神楽岡公園の樹林地は社叢として位置づけられたと考えられるが、今後、精査する必要がある。

謝辞: 旭川市役所、旭川市中央図書館より貴重な資料提供を頂き、道立文書館からご協力を頂いたことに謝意を表す。なお、本研究はJSPS科研費「19K06113」の助成を受けたものである。

補注及び引用文献

- 1) 1899年に第二の旭川とされた名寄(現、名寄市)では、185haの市街予定地が区画され、市街地に隣接する高台に69haの公園予定地が、「殖民地撰定及区画施設規定」に拠って設定された³⁰⁾。
- 2) 開拓使は1878年6月25日、乙第19号「総代人選挙法」及び「総代人心得」を布達した。町村総代人は、金銭公借・共有物売買・土工に連関することを本務とした。戸長からの諮問について協議する権限も付与され、町政に参与する。
- 3) 1884年5月、政府は戸長制度の改革を行い、戸長を知事の任命による官選に切り替えた。1889年の市制・町村制の導入によって廃止したが、北海道に除外された。戸長は「戸長職務概目」で列挙された国政委任事務を遂行する。
- 4) 大面積の官林及び官有山林原野及び遊山を所管する宮内省御料局が1885年12月に設置された。1908年1月1日、宮内省御料局は、宮内省の組織改革により省外部局となり、帝室林野管理局と改称し、土地及び林野の管理経営の事務を掌った。1924年4月、官制中改正に依り、局名を帝室林野局と改めた³⁰⁾。
- 5) 旭川市(1916~1925): 常磐公園地形図: 旭川市役所土木部公園みどり課所蔵
- 6) 旭川市(1933): 昭和8年地図(師団通、旭橋): 旭川市中央図書館所蔵
- 7) 旭川市(1931年以降): 神楽岡公園平面図: 旭川市役所土木部公園みどり課所蔵
- 8) 旭川市(1949前後?): 旭川都市計画神楽岡公園現況図: 旭川市役所土木部公園みどり課所蔵
- 9) 旭川市土木部公園みどり課 監修(2016): 常磐公園の歩みを振り返るセミナー資料
- 10) 旭川市土木部公園みどり課 監修(2016): 常磐公園 百年の記憶: 旭川公園緑地協会
- 11) 旭川市編(1973): 旭川市史 第7巻: 旭川市, 633
- 12) 旭川市史編纂委員会編(1959): 旭川市史 第1巻: 旭川市役所, 442-445
- 13) 旭川市史編纂委員会編(1959): 旭川市史 第2巻: 旭川市役所, 57-68, 89-94, 127-145
- 14) 旭川市史編纂委員会編(1981): 旭川市史 第2巻: 国書刊行会, 18-19, 57-68
- 15) 旭川市史編纂委員会編(1994): 新旭川市史第1巻 通史1: 旭川市, 944
- 16) 旭川市史編纂委員会編(2002): 新旭川市史第2巻 通史2: 旭川市, 20-57, 71-79, 84-90, 229-238, 263-265
- 17) 旭川市史編纂委員会編(2006): 新旭川市史第3巻 通史3: 旭川市, 40-43, 148-173, 572-573, 613-618, 1015-1021, 1251-1253
- 18) 旭川市史編纂委員会編(2006): 新旭川市史第4巻 通史4: 旭川市, 150-155
- 19) 旭川市中央図書館編(1965): 奥田千春事務所蔵書: 旭川市中央図書館
- 20) 旭川市中央図書館編(1995): 常磐公園ガイドブック: 旭川市中央図書館, 1-6
- 21) 旭川市役所編(1931): 旭川市史稿上巻: 旭川市役所, 108, 130-137, 143-144, 239-240, 630-661
- 22) 旭川市役所編(1931): 旭川市史稿下巻: 旭川市役所, 37-38, 297-298
- 23) 北海道都市環境課(未定): 北海道の公園150年記録誌: 旭川の公園史(印刷中)
- 24) 北海道庁編(1937): 新撰北海道史 第四巻通説三: 北海道庁, 46-47, 148-156, 424および第15図版, 第18図版
- 25) 北海道庁拓殖部編(1915): 拓殖法規: 北海道庁拓殖部, 634-635
- 26) 北海タイムス(1909): 明治42年12月1・2日
- 27) 北海タイムス(1909): 明治42年12月6日
- 28) 北海タイムス(1909): 明治42年12月8日
- 29) 北海タイムス(1912): 大正元年7月7日
- 30) 北海タイムス(1913): 大正2年4月27日
- 31) 北海タイムス(1913): 大正2年12月18日
- 32) 北海タイムス(1914): 大正3年4月19日
- 33) 上川神社: 鎮座地神楽岡について: <<http://www.kamikawajinja.com/kamikawa.html>>, 更新日不明, 2020.11.20参照
- 34) 小林昭裕(2015): 中島公園にみる都心に隣接した氾濫原の公園化における社会文化的視点からの史的考察: ランドスケープ研究 78(5), 419-424
- 35) 小林昭裕(2016): 円山公園にみる都心郊外山麓の公園成立と変遷に関する社会文化的視点からの史的考察: ランドスケープ研究 79(5), 425-430
- 36) 小林昭裕(2019): 小樽公園と手宮公園の開闢及び改修過程に関する社会文化的視点からの史的考察: ランドスケープ研究 82(5), 445-450
- 37) 小林昭裕(2020): 釧路公園の構想から戦後の改変に至る過程に対する社会文化的視点からの史的考察: ランドスケープ研究 83(5), 473-478
- 38) 釧路新聞(1909): 明治42年10月24日 1927号
- 39) 松下孝昭(2018): 日露戦後期の軍隊立地と遊郭をめぐる社会状況 北海道旭川町の中島遊郭設置反対問題を中心に: 歴史学研究 968, 17-34
- 40) 室蘭市編(1931): 室蘭市史 上巻: 室蘭市役所, 984-994
- 41) 野中勝利(2016): 「廃城」後の城址における公園化の契機と経過: ランドスケープ研究 79(5), 419-424
- 42) 小代薫(2014): 神戸開港場における内外人住民の自治活動と近代都市環境の形成に関する研究: 神戸大学学位論文, 131pp
- 43) 小野良平(2007): 近代の公園の文化的価値とその保全の意義: ランドスケープ研究 70(4), 269-272
- 44) 小樽市(1963): 小樽市史 第2巻: 小樽市役所, 436-456
- 45) 小樽新聞(1909): 明治42年12月9日
- 46) 小樽新聞(1909): 明治42年12月15日
- 47) 柴田直穂編(1927): 上川神社御造営史: 郷社上川神社社務, 1-6, 166-171,
- 48) 柴田直孝(1945): 上川神社誌稿: 上川神社, 18-23
- 49) 柴田直孝(1992): 上川神社誌稿: 上川神社, 5-9, 25-29
- 50) 申龍徹(2004): 都市公園政策形成史: 法政大学出版局, 335pp
- 51) 鈴木英一(1985): 北海道町村制度史の研究: 北海道大学図書刊行会, 417-431
- 52) 侯浩三(2008): 北海道・緑の環境史: 北海道大学出版会, 198-200, 207-208
- 53) 帝室林野局編(1939): 帝室林野局五十年史: 帝室林野局, 1-10, 430-484
- 54) 豊田美大(2000): 旭川叢書第26巻 あさひかわと川: 旭川振興公社, 195-213
- 55) 山本和重(2015): 北の軍隊と軍都 一北海道・東北一: 吉川弘文館, 57-63
- 56) 山田斌(1921): 上川神社造営會報 第1号~第3号: 旭川区上川神社社務所

(2020.9.26受付, 2021.3.30受理)